

大口町ふるさと寄附取扱要綱

大口町ふるさと寄附金取扱要綱（平成20年大口町告示第70号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、寄附を通して大口町（以下「町」という。）のまちづくり活動に参画しようとする個人、法人及び団体（以下「寄附者」という。）からの金銭及び物品による寄附（以下「ふるさと寄附」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（寄附の区分）

第2条 寄附者は、大口町ふるさと寄附申出書（様式第1）により次に掲げる区分を指定して寄附するものとする。

(1) 地域団体活動支援寄附 大口町NPO活動促進条例施行規則（平成18年大口町規則第5号）第10条により登録された団体又は町が補助金を交付している団体（以下「地域団体」という。）が実施する事業への支援を目的とする寄附

(2) 施策指定寄附 次に掲げる町の施策への支援を目的とする寄附

- ア 地域自治、町民活動
- イ 国際交流
- ウ 防犯及び防災対策
- エ 福祉及び健康増進
- オ 産業振興
- カ 快適な住環境整備
- キ 学校教育及び生涯学習推進
- ク 公共施設整備

(3) 一般寄附 町政全般への支援を目的とする寄附

2 町長は、寄附者が前項第1号の区分を指定した場合においても、支援する地域団体の事業目的が達成された場合等には、当該寄附金の一部を同項第3号の一般

寄附として処理することができるものとする。

(寄附の審査及び決定)

第3条 町長は、寄附者から大口町ふるさと寄附申出書を受領したときは、その内容を速やかに審査し、その結果を通知するものとする。

2 寄附者からインターネットの専用申込フォームにより申出がされたときは、その申出が受理された時に審査及び通知がされたものとみなす。

(寄附の納入及び管理)

第4条 寄附者は、町長が指定する方法により寄附金及び寄附物品を納入するものとする。この場合において、寄附金については、大口町予算決算会計規則（昭和53年大口町規則第12号。以下「規則」という。）第39条第1項に規定する納入通知書により、原則として規則第3条第7号に規定する指定金融機関等に納入するものとする。

2 町長は、ふるさと寄附を管理するため、大口町ふるさと寄附管理台帳（様式第2）を作成しなければならない。

(基金への積立て)

第5条 寄附者から受領した寄附金は、大口町ふるさとづくり基金の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第21号）で定めるふるさとづくり基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

2 前項の規定に関わらず、町長は、寄附者の意向が速やかに反映できると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく一般会計歳入歳出予算に計上して、第2条各号に規定する事業等に要する費用に充てることができる。

(寄附の状況の公表)

第6条 町長は、ふるさと寄附を受けたときは、寄附者の氏名その他当該寄附者が公表を承諾した事項を公表することができる。

2 町長は、ふるさと寄附の管理及び処分の状況を公表しなければならない。

(地域団体活動支援申請及びふるさと寄附助成事業)

第7条 町長は、第2条第1項第1号による地域団体活動支援寄附があったときは、大口町ふるさと寄附（地域団体活動支援）通知書（様式第3）により寄附者の指

定する地域団体に通知する。

- 2 前項の通知を受けた地域団体は、大口町ふるさと寄附助成事業（以下「助成対象事業」という。）として助成金の交付を希望するときは、大口町ふるさと寄附助成事業申請書（様式第4。以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 3 前項の申請書は、当該地域団体への地域団体活動支援寄附金額の範囲内であれば、何度でも提出することができる。
- 4 助成対象事業に係る経費のうち、ふるさと寄附助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（助成事業の審査及び決定）

第8条 町長は、前条による申請書の提出があったときは、次に掲げる要件について審査を行う。

- (1) 当該助成対象事業が具体的かつ計画的な事業で、着実に執行できると見込まれること。
 - (2) 当該助成対象経費が適切に見積もられており、妥当な金額であること。
- 2 町長は、前項により助成対象事業が適正であると認めたときは、当該地域団体への地域団体活動支援寄附金額の範囲内で助成金額を決定し、大口町ふるさと寄附助成事業決定通知書（様式第5。以下「決定通知書」という。）により、通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条による決定通知書を受けた地域団体は、町長へ大口町ふるさと寄附助成金概算請求書（様式第6）を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（変更、中止又は取消承認申請及び審査）

第10条 第7条による決定を受けた地域団体は、助成対象事業の内容に変更が生じる場合は町長に協議するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町ふるさと寄附助成事業変更・中止・取消承認申請書（様式第7。以下「変更・中止・取消承認申請書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 内容に変更があり、協議の結果、必要とされるとき。

(2) 事業を中止又は取り止めようとするとき。

(3) 助成金確定額が、助成金交付決定額の20パーセントを超える変更が見込まれるとき。

(4) 助成を辞退するとき。

(変更、中止及び取消しの承認)

第11条 町長は、前条による変更・中止・取消承認申請書を受領したときは、その内容を検討するとともに、その結果を大口町ふるさと寄附助成事業変更・中止・取消承認書(様式第8)により地域団体に通知するものとする。

(書類の整備)

第12条 第9条による助成金の交付を受けた地域団体は、助成金の受入れ及び用途を明らかにし、関係する帳簿書類を備えておかなければならない。

2 町長は、助成対象事業の途中であっても、必要に応じて関係する帳簿書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13条 助成金の交付を受けた地域団体は、助成対象事業が完了したときは、速やかに大口町ふるさと寄附助成事業実績報告書(様式第9。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(確定)

第14条 町長は、前条による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、大口町ふるさと寄附助成事業助成金確定通知書(様式第10。以下「確定通知書」という。)により地域団体に通知するものとする。

(精算)

第15条 前条による確定通知書を受けた地域団体は、大口町ふるさと寄附助成金精算書(様式第11)により速やかに精算するものとする。

(取消し及び返還)

第16条 町長は、助成金の交付申請に虚偽が認められたとき及び交付決定した内容又はこれに付した条件に違反していると認めたときは、大口町ふるさと寄附助成金交付額更正決定通知書(様式第12)により通知し、当該助成金の交付を取

り消し、若しくは助成金の額を減額し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成26年5月30日 大口町告示第70号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月26日 大口町告示第11号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象経費

項 目	事 例
要役費	スタッフの実費弁償
謝礼	講師・協力者、通訳、翻訳原稿料など
交通費	講師・協力者、通行料など
消耗品費	資材、事務用品、燃料費など
印刷費	ポスター、チラシ、写真など
通信費	電話料、切手代及び郵送料
使用料及び賃借料	会場使用料及び機材等賃借料
保険料	行事保険料
会議費	打合せにかかる経費
備品購入費	事務用備品の購入など
諸経費	総事業費の30%以内。ただし、外注費が総事業費の50%を超える場合は、15%以内とする。

様式第1（第2条関係）

大口町ふるさと寄附申出書

年 月 日

大口町長 様

住 所 _____

ふりがな
名 前
〔法人または団体の
場合は代表者氏名〕 _____

電話番号 _____

F A X _____

E - m a i l _____

私は、大口町に以下のとおり寄附を申し出ます。

寄附種別	寄 附 内 容
寄 附 金	金 円
物 品	(評価額 円)

寄附金の活用を希望するメニュー

(次の3つのコースの中の希望するものに○印をお願いします。)

選択	事 業 の 区 分
	1 地域団体活動支援寄附 (支援希望団体名)
	2 施策指定寄附※ (施策名)
	3 一般寄附 (上記以外)

※2 施策指定寄付のみ返礼品をご用意しています。

寄附の方法

(希望される方法に○印をお願いします。)

選択	寄 附 の 方 法
	1 金融機関から振込み
	2 郵便局から振込み
	3 役場会計窓口で納入
	4 現物納入

寄附内容（氏名、寄附金額や寄附物品名）の公表

(公表して差し支えない事項及び希望する内容に○印をお願いします。)

選択	寄 附 の 公 表
	1 寄附金額（物品）
	2 氏名、住所

※公表は、広報おおぐちや町ホームページ、マスコミ等を想定しています。

返礼品について

施策指定寄附についての返礼品

選択	番号	返 礼 品 に つ い て
支援施策名		
返礼品名		

※支援施策名及び返礼品名はパンフレットをご覧ください。

応援メッセージ等を記入してください。

(ワンストップ特例を申請する場合は、生年月日及び性別をご記入ください。)

ワンストップ特例	希望する	生年月日	性別
	希望しない		

様式第2（第4条関係）

大口町ふるさと寄附管理台帳

整理 番号	申込 月日	寄附 月日	氏名	住所	電話 番号	寄附 内容	事業 区分	地域 団体	助成 内容	備考

様式第3（第7条関係）

大口町ふるさと寄附（地域団体活動支援）通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者職氏名

様

大口町長 印

下記のとおり、貴団体に対する地域団体活動支援寄附がありましたので、助成金の交付を希望する場合は、大口町ふるさと寄附取扱要綱第7条の規定により大口町ふるさと寄附助成事業申請書を提出してください。

記

大口町ふるさと寄附（地域団体活動支援）

金	円
---	---

※注 助成金は、この通知により提出していただく大口町ふるさと寄附助成事業申請書の内容を審査のうえ、この寄附金の範囲内で決定します。

様式第4（第7条関係）

大口町ふるさと寄附助成事業申請書

年 月 日

大口町長 様

地域団体種別（大口町NPO団体・町補助金交付団体）

登録番号

団体名

代表者役職名及び氏名 ④

記載内容の問合せ先

氏名

電話番号

大口町ふるさと寄附取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり大口町ふるさと寄附助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額

助成金申請額=C	金	円
----------	---	---

2 事業計画書

(1) 事業概要

事業名	
日時、場所	
事業目的 及び内容	(概要)
対象者	
総事業費	金 円
摘要	

(2) 収支予算書

①収入の部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額
助成金	大口町ふるさと寄附助成金 C	
合 計		A

②支出の部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額	左のうち助成金を 充当する金額
合 計		B	C

※金額の積算については別紙としてください。(様式は問いません。)

※A=B、助成金申請額はCと同額になります。

4 申請する事業の翌年度以降の展開見込み

5 その他(実施する事業以外の主な団体の年間事業計画など)

様式第5（第8条関係）

大口町ふるさと寄附助成事業決定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者職氏名 様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました大口町ふるさと寄附助成事業については、大口町ふるさと寄附取扱要綱第8条の規定により審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金交付決定金額

金	円
---	---

2 決定の理由

※交付条件

- (1) 助成金は、団体活動の促進を図るために有効かつ効果的に使用してください。
- (2) 助成金は、目的外に使用しないでください。
- (3) 助成金を目的外に使用したことが判明したときは、直ちに全額返納していただくこととなります。

様式第6（第9条関係）

大口町ふるさと寄附助成金概算請求書

年 月 日

大口町長 様

団体名

代表者職氏名

㊞

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました助成金について、大口町ふるさと寄附取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	金 円
-------	--------

助成金の振込先について	
大口町債権 者登録の有 無	有 ⇒ [登録番号：] 無 ⇒ 次の項目をご記入ください。
金融機関名	店 名
銀行 信用金庫 農業協同組	本 店 ・ 支 店
合	
種 別	普通 ・ 当座 (○で囲んでください。)
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第7（第10条関係）

大口町ふるさと寄附助成事業変更・中止・取消承認申請書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名

代表者職氏名

㊟

記載内容の問合せ先

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた事業について、
次の理由により変更・中止・取消ししたいので申請します。

記

1 事業名		
2 計画変更対照表		
	当 初 計 画	変 更 計 画
事 業 内 容		
事 業 予 算 (うち助成金充当額)	金 円 (金 円)	金 円 (金 円)
3 助成事業の変更、中止又は取消しの理由		
4 変更、中止又は取消し後の措置		

(注) 取消しの場合には、2の項目への記入は必要ありません。

様式第 8 (第 1 1 条関係)

大口町ふるさと寄附助成事業変更・中止・取消承認書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者職氏名 様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった大口町ふるさと寄附助成事業の変更・中止・取消しについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 事業名及び助成金交付済額等

(1) 事業名	
(2) 助成金交付済額 (A)	金 円

2 承認する事項

(1) 変更の場合 (その内容)
(2) 中止の場合 (中止の期間及びその内容)
(3) 変更、中止又は取消し後の助成金交付決定額
金 円 (B)

3 変更、中止又は取消し後取るべき措置

(1) $(A) - (B) > 0$ の場合
金 円 $((A) - (B))$ を平成 年 月 日までに返還してください。
(2) $(B) - (A) > 0$ の場合
金 円 $((B) - (A))$ を請求してください。

様式第9（第13条関係）

大口町ふるさと寄附助成事業実績報告書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名
代表者職氏名



記載内容の問合せ先

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定を受けた事業が終了いたしましたので、大口町ふるさと寄附取扱要綱第13条の規定により、下記関係書類を添えて報告します。

記

1 事業概要

事業名		
日時、場所		
事業内容 (概要)		
参加者数		
事業総額等	事業総額	円
	(うち助成金C)	円
摘要		

2 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額
助成金	大口町ふるさと寄附助成金 C	
合 計		A

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	内 訳	金 額	左のうち助成金を 充当する金額
合 計		B	C

※金額の積算については別紙としてください。(様式は問いません。)

※A=Bとなります。

※助成金充当に係わる領収書の写しを添付してください。

様式第10（第14条関係）

大口町ふるさと寄附助成事業助成金確定通知書

第 年 月 日 号

団体名
代表者職氏名 様

大口町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった助成事業については、大口町ふるさと寄附取扱要綱第14条の規定により、下記のとおり助成金を確定したので通知します。

記

助成金確定額	金 円
--------	-----

※この通知書を受け取った後、速やかに大口町ふるさと寄附助成事業精算書を提出してください。

様式第 1 1 (第 1 5 条関係)

大口町ふるさと寄附助成金精算書

年 月 日

大口町長 様

団 体 名

代表者職氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました大口町ふるさと寄附事業について、大口町ふるさと寄附取扱要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 助成金精算明細

助成金確定額 (A)	円
概算払受領済額 (B)	円
助成金請求額 (C) = (A) - (B)	円

※助成金精算額 (C) > 0 の場合

精算による追加請求額 (C)	円
助成金の振込先について	
大口町債権者の有無	有 ⇒ [登録番号:] ・ 無 ⇒ ※無の場合には、次の項目をご記入ください。
金融機関名	支店名
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 ・ 支店
種 別	普通・当座 (○印で囲んでください。)
口座番号	
口座名義人	

上記の額を請求します。

※助成金精算額 (C) < 0 の場合

精算による返納額 0 - (C)	円
------------------	---

上記の額を納付期限内に返納します。

様式第12(第16条関係)

大口町ふるさと寄附助成金交付額更正決定通知書

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者職氏名

様

大口町長 印

年 月 日付け 第 号に係る大口町ふるさと寄附助成事業
の交付決定額を下記のとおり更正決定します。

記

1 交付決定額(A)	金 円
2 更正決定額(B)	金 円
3 理 由	

大口町ふるさと寄附助成事業助成金を次のとおり返還してください。

4 返 還 額(A)－(B)	金 円
5 返 還 期 限	年 月 日